

監査監第 1 9 6 7 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 帆 足 和 之 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 谷 中 信 人

同 都 築 龍 太

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 出資団体

岩槻都市振興株式会社

(2) 所管課

都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課

(3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和5年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。

キ 有価証券の保管は良好か。

(2) 出資団体

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握

- し、社会経済情勢の変化に対応しているか。
- ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。
- キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- シ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ス 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- セ 団体の機関は有効に機能しているか。
- ソ 今後の有効な事業運営の見込みは適切か。中長期経営計画の策定状況、保有施設の改修計画と財源確保状況、借入金の返済財源と今後の返済見込みは適切か。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象団体内

(2) 監査期間

令和6年11月25日（月）から令和7年3月27日（木）まで

6 出資団体の概要

(1) 設立目的

岩槻駅東口再開発事業によって建設された再開発ビル「WATSU (ワッツ)」が、岩槻区の表玄関として、更には岩槻区の商業のシンボルゾーンとして将来長きに渡って繁栄し、都市としての活力を高める源泉となるよう再開発ビル「WATSU (ワッツ)」の適正な管理、運営を行っていくことを主たる業務目的として設立された。

(2) 事業内容

- ア ビルの管理業務
- イ 店舗床賃貸業務
- ウ 公共駐車場の管理業務
- エ 駐輪場の運営業務

(3) 出資状況

市の出資金は5億円であり、出資比率は100%である。

7 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった出資団体の当該出資に係る出納その他の事務の執行が当該出資の目的に沿って行われていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 都市局 まちづくり推進部 まちづくり総務課

株券等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

イ 岩槻都市振興株式会社

(7) 岩槻都市振興株式会社個人情報保護規程第4条によると、個人情報取扱事務台帳を作成し、閲覧に供するものとするとしている。

しかし、個人情報の取扱いがあるものの、個人情報取扱事務台帳を作成していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

(i) 岩槻都市振興株式会社会計規程（以下「会計規程」という。）第7条に基づ

く企業会計原則によると、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務に対して支払を受けた対価については前受収益として計上し、かかる役務提供契約以外の契約等による前受金とは区別しなければならないとされている。

しかし、家賃収入及び駐輪場収入などの前受収益が、前受金として計上されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

- (ウ) 会計規程第7条に基づく企業会計原則によると、一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、既に提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものについては未収収益として計上し、かかる役務提供契約以外の契約等による未収金とは区別しなければならないとされている。

しかし、家賃収入及び駐車場収入などの未収収益が、未収入金として計上されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

- (エ) テナントの破産により未回収となった債権（破産更生債権等）について、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に回収されないことが明らかであるにもかかわらず、固定資産たる投資その他の資産ではなく、流動資産に属する資産に区分していたため、会計規程第7条に基づく企業会計原則に従い、適正な事務処理を行うべきである。

- (オ) 会計規程第55条によると、経理責任者は、将来の貸倒損失発生に備えて毎期相当額の引当を行うとされている。

しかし、テナントの破産により未回収となった債権（破産更生債権等）について、貸倒引当金を計上していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

- (カ) 棚卸資産の貸借対照表価額の評価方法について、個別法で算定していたにもかかわらず、個別注記表に、最終仕入原価法によると記載していたので、適正な事務処理を行うべきである。

- (キ) 賞与引当金の算定において、岩槻都市振興株式会社社員給与規程第16条及び第17条によると、期末手当及び勤勉手当は、基準日以前6か月以内の

期間に対して支給するとされているにもかかわらず、基準日を含めずに支給見込額を見積もり、賞与引当金の金額を誤って計上していたので、適正な事務処理を行うべきである。

- (7) 取締役会への報告の省略（通知による報告）を行った場合の議事録について、次の事項が記載されていなかったため、会社法施行規則第101条第4項に基づき、適正に記載すべきである。

- ・取締役会への報告を要しないものとされた日
- ・議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

- (8) 会社法第363条第2項によると、代表取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を取締役会に報告しなければならないとされている。

しかし、取締役会は3か月に1回以上の頻度で開催されておらず、代表取締役は自己の職務の執行状況を法令に定められた頻度で報告していなかったため、適正に報告を行うべきである。